

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザ
発生に伴う庁内連絡会議
(持ち回り開催)

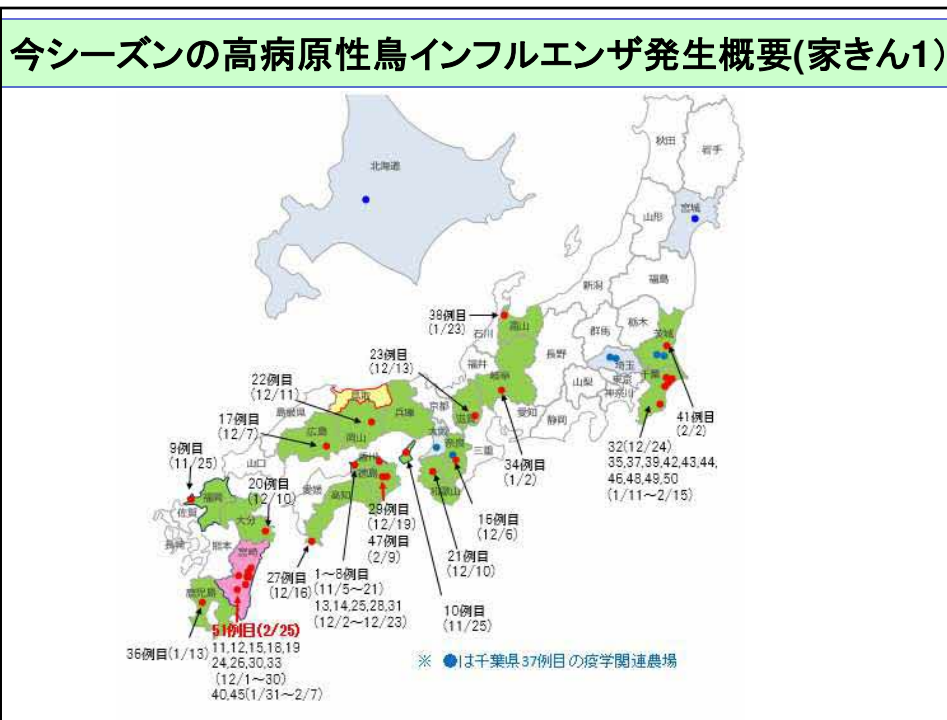
日時：令和3年2月25日(木)

出席：知事、危機管理局、
生活環境部、農林水産部

1

会議内容

- 1 宮崎県都城市における
高病原性鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 鳥取県からのお願い



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
1	香川県三豊市	採卵鶏	11月 5日	317,201羽	11月15日	1月16日
2	〃 東かがわ市	採卵鶏	11月 8日	46,259羽	11月12日	12月4日
3	〃 三豊市	種鶏	11月11日	10,587羽	11月21日	1月16日
4	〃 三豊市	種鶏	11月13日	10,334羽	11月17日	1月16日
5	〃 三豊市	採卵鶏	11月15日	77,089羽	11月25日	1月16日
6	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	366,174羽	12月11日	1月16日
7	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	439,267羽	12月12日	1月16日
8	〃 三豊市	採卵鶏	11月21日	75,349羽	12月7日	1月16日
9	福岡県宗像市	肉用鶏	11月25日	91,945羽	11月28日	12月20日
10	兵庫県淡路市	採卵鶏	11月25日	145,024羽	12月 3日	12月25日
11	宮崎県日向市	肉用鶏	12月 1日	約40,000羽	12月 2日	12月24日
12	〃 都農町	肉用鶏	12月 2日	約30,000羽	12月 2日	12月24日
13	香川県三豊市	採卵鶏	12月 2日	347,809羽	12月12日	1月16日
14	〃 三豊市	採卵鶏	12月 2日	19,233羽	12月7日	1月16日
15	宮崎県都城市	肉用鶏	12月 3日	約36,000羽	12月 3日	12月24日

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん3)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
16	奈良県五條市	採卵鶏	12月6日	77,386羽	12月7日	1月2日
17	広島県三原市	採卵鶏	12月7日	136,952羽	12月9日	1月8日
18	宮崎県都城市	肉用鶏	12月8日	約60,000羽	12月8日	1月22日
19	宮崎県小林市	肉用鶏	12月8日	約43,000羽	12月8日	1月22日
20	大分県佐伯市	肉用鶏	12月10日	55,500羽	12月11日	1月2日
21	和歌山県紀の川市	採卵鶏	12月10日	約67,580羽	12月13日	1月4日
22	岡山県美作市	採卵鶏(育雛)	12月11日	約640,000羽	12月17日	1月8日
23	滋賀県東近江市	採卵鶏	12月12日	約11,000羽	12月14日	1月5日
24	宮崎県宮崎市	採卵鶏	12月14日	約126,000羽	12月17日	1月8日
25	香川県三豊市	採卵用種鶏	12月14日	約28,000羽	12月17日	1月16日
26	宮崎県日向市	肉用鶏	12月14日	約66,000羽	12月15日	1月6日
27	高知県宿毛市	採卵鶏	12月16日	約32,000羽	12月19日	1月10日
28	香川県三豊市	肉用鶏	12月16日	約29,000羽	12月19日	1月16日
29	徳島県阿波市	採卵鶏	12月19日	約10,000羽	12月20日	1月12日
30	宮崎県宮崎市	肉用種鶏	12月19日	約34,000羽	12月20日	1月11日

※ 青字は庁内連絡会議を持回り開催した発生事例

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん4)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
31	香川県三豊市	肉用鶏	12月23日	25,416羽	12月25日	1月16日
32	千葉県いすみ市	採卵鶏	12月24日	約1,145,500羽	2月17日	
33	宮崎県小林市	肉用鶏	12月30日	約154,000羽	12月31日	1月22日
34	岐阜県美濃加茂市	採卵鶏	1月2日	67,702羽	1月5日	1月27日
35	千葉県いすみ市	採卵鶏	1月11日	約1,145,000羽	2月17日	
36	鹿児島県さつま町	肉用鶏	1月12日	約33,000羽	1月14日	2月5日
37	千葉県横芝光町	あひる	1月21日	約6,000羽	1月23日	
	北海道他1府4県	あひる	1月21日	約6,000羽	1月21日	
38	富山県小矢部市	採卵鶏	1月23日	約141,000羽	1月28日	
39	千葉県匝瑳市	あひる	1月24日	約5,400羽	1月26日	
40	宮崎県新富町	採卵鶏	1月31日	約80,000羽	2月1日	
41	茨城県城里町	採卵鶏	2月2日	約840,000羽	2月16日	
42	千葉県匝瑳市	採卵鶏	2月4日	約176,500羽	作業中	(殺処分は2/7完了)
43	千葉県旭市	採卵鶏	2月6日	約418,700羽	2月20日	
44	千葉県多古町	採卵鶏	2月7日	約1,150,000羽	作業中	(殺処分は2/22完了)
45	宮崎県新富町	採卵鶏	2月7日	約240,000羽	2月9日	

※ 青字は庁内連絡会議を持回り開催した発生事例

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん5)						
	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	移動制限解除
46	千葉県匝瑳市	採卵鶏	2月8日	約256,000羽	作業中	(殺処分は2/18終了)
47	徳島県美馬市	肉養鶏	2月9日	6,851羽	2月10日	
48	千葉県匝瑳市	採卵鶏	2月11日	74,917羽	作業中	(殺処分は2/14終了)
49	千葉県匝瑳市	採卵鶏	2月11日	約278,000羽	作業中	(殺処分は2/18終了)
50	千葉県匝瑳市	採卵(育成)鶏	2月15日	約39,000羽	作業中	(殺処分は2/16終了)
51	宮崎県都城市	肉用鶏	2月25日	約39,000羽	作業中	

※ 青字は庁内連絡会議を持回り開催した発生事例

合計51事例 74農場 976万羽

宮崎県都城市の発生事例概要	
1	農場概要 所在地:宮崎県都城市 飼養状況:肉用鶏(約3万9千羽)
2	経過 2/24 9:50 農場から死亡数増加の通報 11:45 立入検査で簡易検査陽性 23:00 遺伝子検査でH5亜型を確認 2/25 1:00 農林水産省が疑似患畜と判定・公表
3	宮崎県の対応 第11回鳥インフルエンザ防疫対策本部会議開催(書面) 殺処分を実施、汚染物品の処分、消毒 農場周辺の消毒、消毒ポイント8か所設置 移動制限(3km以内) 12農場 約32万羽 搬出制限(3~10Km) 105農場 378万羽

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
(2月25日(木)持ち回り)
- 2 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 3 宮崎県の殺処分、焼埋却等防疫措置の支援のため必要に応じ「緊急支援チーム」を現地に派遣
- 4 疫学調査チームを現地へ派遣
- 5 全都道府県へ改めて注意喚起し、早期発見、早期通報の徹底を通知

鳥取県の対応(家きん1)

- 1 宮崎県の発生情報の周知
- 2 県内全79養鶏場への間取り中 疫学関連無し
- 3 飼養衛生管理基準の遵守を再度徹底
- 4 消石灰散布等農場出入口の消毒、管理区域専用の衣服と長靴の交換、長靴の履き替え、手指消毒、野生動物の侵入防止とネットの点検等について再度徹底を指導
- 5 養鶏農場への立入検査、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令(11/18,12/11)と消石灰配布(3回)
- 6 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援

鳥取県の対応(家きん2)

農場の緊急対策を実施

- 1 2/2会議で山口教授に助言いただいた野生動物侵入対策点検ポイントをチラシにして養鶏場、関係者に配布
- 2 野生動物侵入対策について各養鶏農場が自己点検を実施
- 3 その結果をもとに家畜保健衛生所が2/10までに巡回し、確認、指導。併せて配布した消石灰の散布についても確認。不備な農家について2/19まで再度点検、指導実施。本日、再度注意喚起。
- 4 消毒の徹底のため、2/2から消石灰4,000袋を配布開始、2/9に全農場へ配布完了。

もう一度、野生動物対策のチェックをしましょう

野生動物の侵入を知るポイント

- ・鶏舎外：鶏舎裏、側溝、鶏石灰上の足跡、糞便
 - クモの巣やホコリの無い穴、網目
 - 小鳥は同じ穴を使う傾向
- ・鶏舎内：換気扇付近やケージ上部等、ホコリの多い場所の足跡(小鳥、小動物)
 - クモの巣やホコリの無い袋
 - ネズミや小動物の通り道になっている可能性
 - 袋の上の白い粉をシ
 - 又穴の裏からしれません
- ・寒波や降雪後は侵入に注意

鶏舎内への主な侵入経路

鶏舎での注意点

- ・鶏舎のドアが閉けっぱなし
- ・扉のコンパネの隙間、パーコンシャッターの締め忘れ
- ・ピットの扉隙やネットの穴
- ・鶏糞ベルトから、網にあいた穴
- ・高床式の鶏舎の1階のドアの枠がみや腐食による隙間

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥1)

11/5以降、環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。

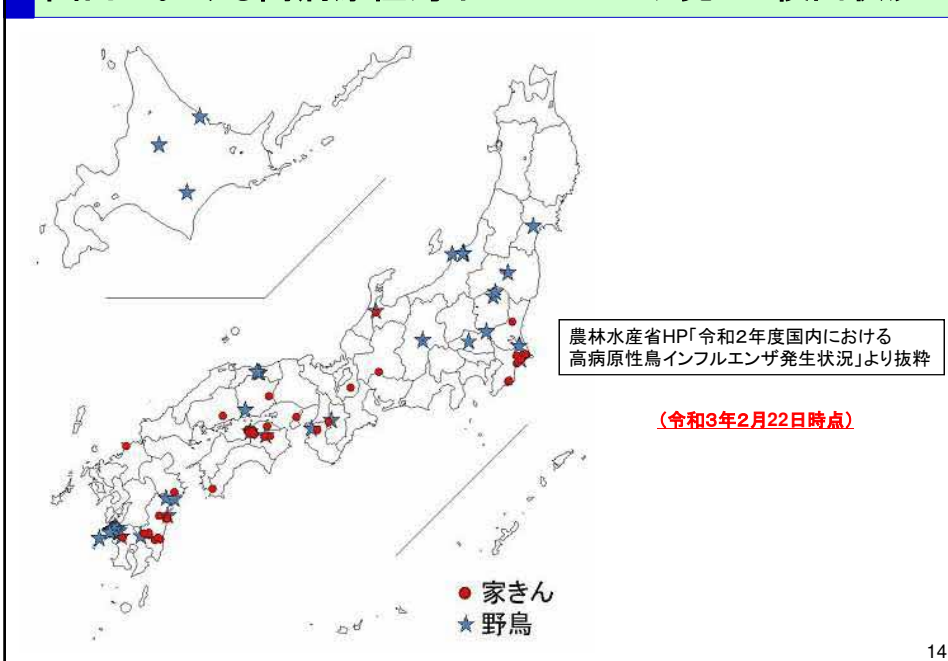
番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域	
					指定日	解除日
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	10/30	11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)、死亡野鳥	11/9、16、23、30、 12/7、14、21、 (R3)1/4、11、18、19、 25 2/1、3	H5N8亜型	11/13	
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	11/17	
7	新潟県阿賀野市	環境(水)、野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	11/25	12/16
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	12/3	(R3)1/12
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	12/4	(R3)1/3
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	12/9	(R3)1/10
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	12/9	(R3)1/14
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	H5N8亜型	12/10	(R3)1/24
18	鹿児島県出水市	環境(水)、衰弱・死亡野鳥	12/7、14、21 (R3)1/11 2/5	H5N8亜型	12/11	
19	鳥取県鳥取市	野鳥糞便、環境(水)	12/7、9、21	H5N8亜型	12/12	(R3)1/20 指定解除後も県独自の重点監視を実施
25	鹿児島県出水市	死亡野鳥(ナベヅル)	12/18	H5N8亜型	12/19	
27	奈良県吉野郡大淀町	死亡野鳥(オオタカ)	12/20	H5N8亜型	12/20	(R3)1/19
28	鹿児島県出水市	衰弱野鳥(オシドリ)	12/22	H5N8亜型	12/23	
29	埼玉県比企郡ときがわ町	死亡野鳥(フクロウ)	12/23	H5N8亜型	12/24	(R3)1/22

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥2)

番号 2	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域	
					指定日	解除日
35	宮崎県延岡市	死亡野鳥(オナガガモ)	(R3)1/6	H5N8亜型	(R3)1/13	(R3)2/5
38	鹿児島県薩摩川内市	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/16	H5N8亜型	(R3)1/17	(R3)2/15
40	北海道帯広市	死亡野鳥(ハヤブサ)	(R3)1/18	H5N8亜型	(R3)1/22	(R3)2/17
42	宮崎県西諸県郡高原町	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/24	H5N8亜型	(R3)1/24	(R3)2/24
46	北海道旭川市	死亡野鳥(オジロワシ)	(R3)1/27	H5N8亜型	(R3)1/30	
47	鹿児島県薩摩郡さつま町	死亡野鳥(ノスリ)	(R3)2/1	H5N8亜型	(R3)2/2	
48	福島県郡山市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)1/30	H5N8亜型	(R3)2/3	
49	茨城県潮来市	死亡野鳥(コバクチョウ)	(R3)2/1	H5N8亜型	(R3)2/4	
50	徳島県美馬郡つるぎ町	死亡野鳥(マガモ)	(R3)1/29	H5N8亜型	(R3)2/4	
53	鹿児島県出水市	衰弱野鳥(ナベヅル)	(R3)2/5	H5N8亜型	(R3)2/6	
56	新潟県新潟市	死亡野鳥(マガモ)	(R3)2/8	H5N8亜型	(R3)2/8	
57	宮城県仙台市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)2/5	H5N8亜型	(R3)2/10	
58	栃木県栃木市	死亡野鳥(ハヤブサ)	(R3)2/15	H5N8亜型	(R3)2/15	
59	新潟県阿賀野市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)2/13	H5N8亜型	(R3)2/16	
60	栃木県那須塩原市	死亡野鳥(フクロウ)	(R3)2/16	H5N8亜型	(R3)2/16	
61	富山県小矢部市	死亡野鳥(ノスリ)	(R3)2/10	H5N8亜型	(R3)2/17	
62	栃木県那須塩原市	死亡野鳥(オオハクチョウ)	(R3)2/14	検査中	(R3)2/19	
63	千葉県匝瑳市	野鳥糞便	(R3)2/4	H5N8亜型	(R3)2/19	
64	長野県岡谷市	環境(水)	(R3)2/14	H5N8亜型	(R3)2/19	
65	富山県南砺市	死亡野鳥(ノスリ)	(R3)2/24	H5N8亜型	(R3)2/24	

13

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



14

鳥取県の対応(野鳥1)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

- 東部地域では1/20に環境省の野鳥監視重点区域は解除されたが、当面の間、県独自で重点監視を継続
(旧野鳥監視重点区域については毎日、その他の地域は隔日で監視を実施)
- 上記以外の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を上げて実施(継続)
(中部10カ所、西部29カ所、週2回)
- 今までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。なお、ハクチョウの北帰行が始まるなど渡り鳥の数は減ってきている。

2 調査の実施状況

- 野鳥の調査
 - ・ 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、ウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
 - ・ 米子水鳥公園で10/20に調査(11/16 陰性確定)。
12/15に追加調査(12/23 低病原性鳥インフルエンザウイルス検出)
- 鳥取大学と連携した調査
 - ・ 鳥取市日光地区で12/9に調査(環境水から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出)
 - ・ 東部地区(日光地区)で2/4に糞便と環境水を採取 → 2/11陰性確定
 - ・ 西部地区(米子水鳥公園)は1/26に糞便を採取→2/3陰性確定
 - ・ 中部地区(東郷池)は2/22に糞便を採取、現在検査中
- 京都産業大学の独自調査
 - ・ 日光地区で2/7に糞便を採取 → 2/15陰性確定。2/22に糞便を採取、現在検査中

15

鳥取県の対応(野鳥2)

3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
- * 10/30～(R3)2/24 鳥インフルエンザ相談件数202件(東部:77件、中部:41件、西部:84件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

16

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。
 ※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
 清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

17

鳥インフルエンザ対応窓口(24時間対応しています)

■ 野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■ 生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■ 食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■ 人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■ 平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

18

【参考】



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化され则认为られること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。